

入院時の食事療養費について

当院は、入院時食事療法（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）・適温で提供させていただきます。

また、食事療養費は保険適用にはならず、下記の通り患者様ごとに自己負担となります。

区 分		自己負担額
70歳未満の患者様	70歳以上の患者様	
区分ア	現役並みⅢ	Ⅰ食 490 円 (Ⅰ日 3食 1,470 円)
区分イ	現役並みⅡ	
区分ウ	現役並みⅠ	
区分エ	一般	
区分オ	低所得Ⅱ	Ⅰ食 230 円 (Ⅰ日 3食 690 円)
	低所得Ⅰ	Ⅰ食 110 円 (Ⅰ日 3食 330 円)